

問29 補償給付

遺族補償一時金とは何ですか。

答

遺族補償一時金は、被認定者が、認定疾病に起因して死亡した場合で、遺族補償費を受けることができる遺族がいないときに支給されるもので、1～10のいずれかに該当する方のうち、最も上位の方に支給されます。

- 1 配偶者
- 2 被認定者の死亡当時その者によって生計を維持していた子
- 3 被認定者の死亡当時その者によって生計を維持していた父母
- 4 被認定者の死亡当時その者によって生計を維持していた孫
- 5 被認定者の死亡当時その者によって生計を維持していた祖父母
- 6 2に該当しない子
- 7 3に該当しない父母
- 8 4に該当しない孫
- 9 5に該当しない祖父母
- 10 兄弟姉妹

遺族補償一時金の額は、遺族補償標準給付基礎月額の36か月分です。

問30 補償給付

遺族補償費などの支給の条件で、「被認定者によって生計を維持されていた」というのは、どういうことですか。

答 生計維持関係とは、その人の収入によって日常生活の全部又は一部が営まれており、その人の収入がなければ通常の生活ができなくなる状態が通常であることをいいます。

遺族補償費などの支給については、亡くなった被認定者と遺族（請求者）との間に生計維持関係が有ることが要件とされています。

なお、「生計維持関係」の証明をするために、請求者と家族全員の所得証明書が必要です。

問31 補償給付

遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料の給付率とはなんですか。

答 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して死亡（起因死亡）したと認められる場合に支給します。

ただし、他の疾病を併発して亡くなった場合のように、死亡にかかる他の原因がある場合には、それらを考慮して、支給のための給付率を決定します。

給付率は、100%、75%、50%です。

なお、認定疾病に起因しないで死亡したと考えられる場合は遺族補償費などは支給されません。

問32 補償給付

起因死亡とはなんですか。

答 起因死亡とは認定疾病に起因した死亡のことで、次の1~3の場合が該当します。

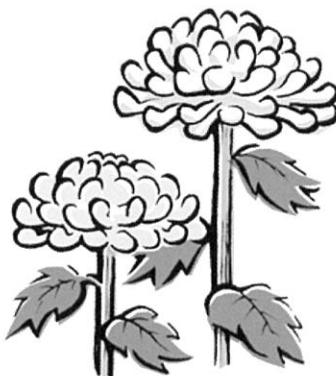
- 1 認定疾病の増悪により死亡した場合
- 2 続発症（認定疾病を原疾患として二次的に起こりうる慢性肺性心、肺線維症、気管支拡張症、肺炎、自然気胸など）により死亡した場合
- 3 その他、認定疾病又はその続発症が有力な死亡原因であったと考えられる場合

問33 補償給付

葬祭料とはなんですか。

答 葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して亡くなつた場合、その葬祭（葬儀）を行う方に対して、葬祭に必要と認められる費用を支給するものです。

他の保険等から同種の費用が支給された場合は、その金額は差し引かれます。



問34 補償給付

遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料を請求できる期間は定められていますか。

答 遺族補償関係の給付を請求できる期間は、被認定者が亡くなったときから起算して、2年を経過するまでの間です。